

学校現場から悲鳴が聞こえる

第16回「現業もつらいよ、これってフラック?!」

学校には現業職という立場で勤める人がいます。校舎内の施設設備の修繕や樹木の剪定、ゴミの分別処理など、教育環境の整備を中心に行っています。まさに、かゆいところに手が届く仕事をしていると言ってもいいかと思います。保護者にとっては担任や部顧問は身近な存在かもしれませんが、現業の人たちも学校にはなくてはならない存在です。

今回は、現業の人たちが置かれている立場や問題点を語っていただきました。

「公仕さん？公使さん？」

記者 私が現役で勤めていた時は、教職員間では名前は〇〇さんと呼ぶようにしていました。もちろん現業の人と同じです。NHKの朝ドラでは大正や昭和初期の頃の学校の場面では小使いさんという呼び方が出てきますね。

Tさん 私たちは学校現業職員と呼んでいますが、群馬では公仕という名称です。私が採用された頃、ある先生から「小使いさん」と呼ばれたこともありました。生徒からは「用務員さん」と呼ばれたこともしばしばです。学校の配置図に「公仕室」が「公使室」と記載されているのを目にしたこともあります。感情的と思われるかも知れませんが、「小使いさん」のイメージから脱したいと思っています。

記者 しばらく前になりますが、Tさんが現業であっても一人の教職員という立場で、どう生徒と向き合ったかという教育実践を読みました。成績を付ける必要がないからこそ生徒も公仕さんには話がし易いし、心の通じ合いもできるかと思います。職員集団の一人だという意識は素晴らしいと思いました。一方で、現実には待遇面等では大いなる疑問もあるのではないのでしょうか。

Tさん 私たち現業職の背景に、学校教育法第60条があります。条文は「高等学校には、



校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない」とあり、2項には「前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる」とあります。私たちは他の職種と異なり必置職員ではないというのです。そこに疑問や不満の根底があります。

現業職員の厳しい現状

記者 その他必要な職員というのは極めて失礼な文言ですが、条文の改定の動きはないのですか。

Tさん 全日本教職員組合（全教）現業職員部

を中心に、抜本的な改定を求め、法制化に向けて 20 年を超える署名活動等を行ってきましたが、まだまだ遠い道のりです。文科省交渉では、「国民的な世論が起きれば」とか、「政治を動かして」とか、全く当事者意識のない回答をしてくれます。

給与面においては、教諭は教職員定数法で学校規模により人数が決まっています、財政面でも裏付けがあります。しかし、現業職員の給与は地方交付金でも一般財源の「職員 B」と位置づけされていて、そのことだけにしか使えないという条件付き予算によるものではありません。年収では大きな差が生じています。待遇改善を求めて、地元国会議員への訪問や東京の議員事務所で訴えたりしています。

記者 公仕の方が定年退職すると、後任に地公臨（単年度契約の臨時職員）を配置する傾向がありますが、現状はどうなっているのでしょうか。

Tさん 平成 27 年度末の人事異動で 14 名の定年退職があり、正規職員は 6 割を切りました。地公臨配置が増えているのは事実です。

「空白の一日」問題

記者 待遇面ではどんな問題が出ていますか。

Tさん 現在、地公臨として採用された若い人は、月額基本給 23 万円の頭打ちで、しかも契約期間が 3 月 30 日となっているために、年度末で一度退職となり、退職金は月額額の 0.6% が支払われます。そして、4 月 1 日からまた新たな契約で勤務します。3 月 31 日は契約期間ではないので、勤務年数が継続されません。いわゆる空白の一日と呼んでいます。

記者 この問題は根が深く、教職員組合でも県教委交渉を長く行ってきました。空白の一日があるために、その 1 日だけ国保に加入しなければなりません。いまは勤務校が同じならば社会保険は継続になりま

したが、経験年数が切れてしまうという問題があります。

Tさん 地公臨 4 年目の若い人が、民間に勤める同級生とマイカーローンの相談で銀行に行ったところ、民間に勤務する同級生は組めたのに、彼は空白の一日があるために、連続した勤務にならないので組んでもらえず一般ローンを勧められたというのです。給料が安いのに、金利の低いローンも活用できない理不尽なことが生じています。先ほどの退職金も単年度ごとになってしまうので、人生設計を考える上でも厳しいものがあります。

働きやすい職場を目指して

記者 学校もブラックなのかと言われそうな現状が指摘されましたが、他にはどんなことがありますか。

Tさん 公仕や実習職員等には被服貸与というものがあります。私たち現業にはいわゆる作業着です。理科や家庭科職員には白衣が貸与されるのと同じです。その被服貸与の項目が一時期事務必携から削除され、それから貸与自体がなくなっていました。その後、組合が県の管理課と交渉をしたところ、事務必携には貸与は生きているということがわかり、管理課も事務長への指導を行ったようです。ですが学校によっては、学校予算が削られ、被服貸与を渋るといえるのか、事務の方から「貸与は必要？要らないよね」と言われると言い出しにくい人もいます。教科予算の要望と同じように被服貸与も予算として調整するようにしてほしいと思います。

記者 職場の力関係で済まされる問題ではなく、働きやすい環境を整える意味でも総務省や県の管理課が果たす役割は大きいと思います。法制化など大きな課題ですが、粘り強く運動を続けて欲しいと思います。